

# 総務教育環境委員会記録

総務教育環境委員会

委員長 仲山哲男

- 1 日 時 令和4年12月19日(月) 10時00分開会、14時7分閉会  
教育委員会、政策企画部、環境部  
令和4年12月20日(火) 10時00分開会、11時24分閉会  
市民部、総務部・消防担当部
- 2 場 所 光市議会第1委員会室
- 3 出席委員 仲山 哲男、早稲田 真弓、木村 信秀、仲小路 悦男、中本 和行、  
西崎 孝一、西村 慎太郎、林 節子
- 4 事務局職員 山本 正実、起本 一生
- 5 説明員  
吉本副市長  
【教育委員会】伊藤教育長、升教育部長、吉永教育総務課長、原田学校教育課長、門岡学校教育課主幹、国広文化・社会教育課長兼人権教育課長、三好体育課長、眞嶋図書館長、高橋学校給食センター所長  
【政策企画部】岡村政策企画部長、北川財政課長、佐々木企画調整課長兼広報シティプロモーション推進室長、岩崎行政経営室長、藤井情報・DX推進課長、前田会計管理者、高木会計課長  
【環境部】森重環境部長、周田環境政策課長、小山環境事業課長兼深山浄苑長、邊見下水道課長、山口下水道課下水道技術担当課長  
【市民部】縄田市民部長、中田市民課長、杉本税務課長、藤本収納対策課長、山根生活安全課長、福原人権推進課長、讃井地域づくり推進課長、橋本大和支所長兼大和支所住民福祉課長、川部室積出張所長、西村浅江出張所長、松岡三島出張所長、弘周防出張所長  
【総務部・消防担当部】山岡総務部長、赤星消防担当部長兼次長、坪井総務課長兼秘書室長、久山人材育成・女性活躍推進室長、小熊防災危機管理課長、清水入札監理課長、松村選挙管理委員会事務局長、守田監査委員事務局長、中原消防担当課長
- 6 議事の経過概要 別紙のとおり
- 7 その他(傍聴) 市議会モニター

## 1 教育委員会関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①議案第57号 令和4年度光市一般会計補正予算(第7号)〔所管分〕

説 明：吉永教育総務課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○西崎委員

まず6ページの債務負担行為、令和4年度から5年度にかけての1,100万円計上されていますけど、業務の内容は施設一体型小中一貫校やまと学園の基本計画の策定とございますけど、これは策定する項目は何でしょうか。どういう項目について策定するのか教えてください。

##### ○吉永教育総務課長

委員からは、債務負担行為としての基本計画の業務の内容についての御質問を頂きました。現在進めております、施設一体型小中一貫やまと学園の新設に向けた取組を加速化させるために、施設整備の骨格となる基本計画の策定に着手するという事で、このたび委託料として債務負担行為を計上したものでございますが、この業務の内容につきましては、例えば新しい学園の基本理念や施設の規模、学園の場所、事業費の概算、また事業のスケジュールなど、こうしたものを取りまとめていく計画でございます。

以上でございます。

##### ○西崎委員

次に、プロポーザルでの委託業者を決定するとありますけど、これ最終的には1者に絞るわけですけど、何社ぐらいの応募があるかというのは大体想定をしておりますか。

##### ○吉永教育総務課長

ただいまプロポーザルで何社ぐらいを予定しているかと御質問いただきました。

このたびの事業者決定につきましては、公募型プロポーザルを予定しておりますことから、何社といった制限とございますか、予定は想定はしてはおりませんが、できるだけ複数の事業者から専門的な視点からの御提案を頂き、策定を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

##### ○西崎委員

次に、やまと学園の建設に係る総事業費についての質問でございますが、ただいま事業費の積上げとございますか、積算はどの程度まで進捗しているのか教えてください。

##### ○吉永教育総務課長

事業費の積算はどの程度まで進んでいるのかといった御質問を頂きました。

やまと学園につきましては、現在協議中でありまして、施設整備の規模や活用できる施設等が今未定であることから、根拠ある金額をお示しすることは困難ではございません。

一方、今年度から策定の着手を予定しております、先ほどの基本計画の中でお示しすることとしておりますことから、令和5年度中のいずれかの時期には概算の事業費はお示しできるものと考えております。

以上でございます。

#### ○西崎委員

そうですね。場所が決まらないことには事業費の決定というのはできないわけですが、場所が決まっていないから積算ができないというのは、今、市教委が発表している1案、2案、3案、3つほど候補地等ございますけど、このA・B・C案それぞれで積算するというのが一般的と思うんですけど、そういう方向に進めていらっしゃるんですか。

#### ○吉永教育総務課長

場所によってABC案といったような形で積算をするのかといった御質問を頂きました。

まず、場所につきましては、今回の一般質問でも御説明させていただきましたが、今年度中に決めていきたいと考えておりまして、これを踏まえまして、来年度にかけて策定する基本計画の中で、選定した場所の中で施設の配置や規模など幾つかのパターン、先ほどのA・B・C案のようにこの選定した場所の中でのパターンをお示しできればと考えております。

以上でございます。

#### ○西崎委員

さきの一般質問の中で大和中学校へ集約するA案、それから大和総合体育施設ですか、運動公園、あそこへ持っていくB案、それから岩田小学校というのが出てきたんですよ。この岩田小学校につきましては、グラウンドの広さ、教室の数、体育館の広さなどこういう面から見ると、場所も大和ではかなり外れたところがございます。この岩田小はそういう意味では対象にならないと思うんですけども、この岩田小が出てきた根拠を教えてください。

#### ○吉永教育総務課長

このたびの一般質問の中でも3つの候補地についてお示しをさせていただいたところがございます。この3つの候補地の選定の根拠と伺いますか、岩田小も含めたその根拠でございますが、昨年度策定いたしました施設一体型小中一貫ひかり学園新設に係る方針、この中で一定の整理をしておりまして、例えば新設の学園の場所につきましては、

地域の皆さんになれ親しまれている現校地を第1候補とすると定めております。その中で、現在の大和地域の5校、小学校4校、中学校1校、これが当然その対象となりますけれども、その中でさらに絞っていったその経緯でございますが、具体的には、文部科学省のほうで設置基準というものを設けておまして、岩田小が例えばグラウンドの広さ等の基準を満たしておりますことから、岩田小につきましては条件を満たしているということで、今回、候補地の一つとしてお示ししたものでございます。

以上でございます。

#### ○西崎委員

次に、今、教育総務課長のほうから、場所は令和4年度中に決めるんだというお話がございました。ということになると、もう3か月しかないんですよ。これは大いに期待というか、関心を持って私はおるわけですけど、事業費は令和5年度中には決めたいというお話でございましたけど、令和5年度中といっても長うございますが、大体、令和5年の秋口とか冬にはというような、何かそういうおおよその目安というのもまだ未定でございますか。

#### ○吉永教育総務課長

今、いつ頃事業費の発表ができるのかといった御質問を頂きました。先ほど申しましたように、今回、債務負担行為として基本計画の策定をお諮りしております。その後に御議決いただきましたら公募型プロポーザルで業者を決めていく流れになってまいります。その進捗の部分と、先ほど申しましたように3候補地を1つに絞っていくという部分の進捗、このあたりの具体的なスケジュールまではなかなか詳細は決定をしておりませんことから、令和5年度中にお示しできればと思っておりますが、具体的にどの時期ということまでは正確に現時点では申し上げにくいという状況でございます。

以上でございます。

#### ○西崎委員

そう軽々に事業費というのは、これだけの事業ですから積み上げて発表することは慎重でなきゃいけないというのは分かります。そうはいってもこの事業費はまず一番大事な私はポイントだと思っておりますので、大いに関心を持っておりますので、なるべく秋冬ぐらいまでには、12月ぐらいまでには発表していただきたいと思っております。

それと次に、第2の候補地となっております大和総合運動公園、ここへ学校を新設するという案があるんですけど、かなり有力な案と聞いておりますけど、グラウンドもある、それから講堂、体育館等もあるということでも有力になっておるんですけど、実は大和総合運動公園は都市計画に指定されておって、現行の法律では学校は建設できないという話も急に出てきておりますが、この点についてはいかがですか。

#### ○吉永教育総務課長

候補地の一つである大和総合運動公園、ここにつきましては、都市公園であり、建設

ができないのではといった御質問を頂いております。

仰せのとおり、都市公園につきましては、区域内で他の用途での整備は困難といった制限は承知しているところでございます。

以上でございます。

○西崎委員

施設一体型のやまと学園構想についての質問は一旦終わります。

○仲小路委員

おはようございます。31ページの小中一貫ひかり学園推進事業のワークショップ講師委託料40万円とありますが、これの明細、どなたが何回とかいう明細は分かりませんでしょうか。

○吉永教育総務課長

ただいま31ページのワークショップの講師委託料についての御質問を頂きました。こちらにつきましては、講師の委託料、ワークショップの回数でございますが、3回予定をしておりまして、その中でその3回に対する企画であったり、事前の打合せ、そういった経費が含まれております。

以上でございます。

○仲小路委員

これ、1人の方ですか。

○吉永教育総務課長

こちらは、NPO法人ということで、法人との契約になります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

○西崎委員

次に、補正予算書の31ページ、31ページの先ほどから御説明が何回もございましたが、小学校中学校の災害時の避難所体育館、それから島田中柔道場のトイレの洋式化の予算が7,100万円ほど計上されておりますが、これは将来、施設一体型の小中一貫校になった場合、無駄な投資となるおそれはございませんでしょうか。その点をお聞きします。

○吉永教育総務課長

ただいま、現在補正で計上しております小中のトイレ改修、これが将来、施設一体型の小中一貫になったときに無駄な投資にならないかといった御質問を頂きました。

このたび整備箇所として実施いたします5か所、三井小と島田小と上島田小と光井小と島田中、このトイレにつきましては、これまでも避難所として実際に活用されておりますし、また、今後も学校運営の中で児童生徒の利用や引き続き避難所としての市民の皆様のご利用に加えまして、社会体育としての多くの方々が御利用になるなど、利用者の環境改善にも寄与していくものと考えておりますことから、整合性は図られているものと考えておりますし、また、先ほどのその施設一体型の小中一貫やまと学園につきましては、このたび、今後学園の場所を決めていく、そうした視点から今回の整備の対象外とするなど、こうしたことを踏まえながら、整合性は図られている、無駄な投資にはならないと考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○西崎委員

今御説明がありましたように、やはり災害時は学校のそういう体育館とか施設は避難所になるということは、実際にもう私見たり聞いたりしておりますし、小中一貫校ができてそういう体育館とか武道場は残る、残すと、だから今の時期にトイレの洋式化しておくことは税金の無駄にはならないんだという説明は十分分かりました。ひとつよろしくお願いいたします。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

#### (2) その他（所管事務調査）

#### 質 疑

##### ○西村委員

それでは何点か御質問させていただきます。

まず、部活動の地域移行についてお尋ねをいたします。

今年の夏に取りまとめられました部活動の地域移行に関する検討会議の提言によると、令和5年度から3年間を目標に部活動を地域移行する方針が示されてきました。これを踏まえて、スポーツ庁と文化庁が、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン案を取りまとめ、先日の12月の16日までパブリックコメントを実施しておりました。こういった国の大きな流れがある中、本市においても検討が進められてきたことと思いますが、現在の状況やこれからの進め方についてお考えをお伺いいたします。

##### ○原田学校教育課長

中学校部活動の地域移行についてお問合せを頂きました。この地域移行につきましては、国や県の動向、県内他市で行われている実証研究などの状況等を注視しつつ、教育

開発研究所の学校運営部会で調査研究を本市においても進めてきたところでございます。それらを踏まえ、本市においても今後、光市中学校部活動改革推進協議会を近く立ち上げ、部活動の地域移行に向けた具体的な動きをつくっていきたいと考えているところでございます。

なお、ガイドライン案においては、例えばその推進計画の策定等を都道府県、あるいは市区町村等に求められているところでございますけれども、そういった動きも少し遅れているという情報もあることから、しっかり動向を注視しながら慎重かつスピード感を持って進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○西村委員

ありがとうございます。近いうちに協議会が立ち上がるというところでそこでしっかりと議論をしていただければと思います。

この点に関してもう1点だけお伺いをさせていただくんですけれども、本市には市立の小中学校以外に山口大学教育学部附属光中学校があるわけなんですけれども、このように他市から通ってきている生徒、これに関してはどういった対応になっていくなど、現時点でどのように考えているかお伺いいたします。

#### ○原田学校教育課長

現在検討中の部活動の地域移行においては、学校単位で行われてきました学校部活動から地域による地域クラブ活動への移行というものが想定されており、その場合、生徒は自分の居住する地域や学校のある地域の生徒として地域クラブ活動へ参加することとなります。附属光中学校の生徒についても、希望があれば、例えば光市内の地域クラブ活動へ参加が可能となると考えているところでございます。

#### ○西村委員

分かりました。ありがとうございます。いずれにしましても協議会の中でそういった点も含めてしっかりと検討をよろしくお願いをいたします。

続きまして、別の質問なんですけど、昨今、小中学校におけるメディアリテラシー教育についてなんですけれども、情報がいつでも簡単に入手しやすくなったこの時代になった一方で、情報の適切な理解とアウトプットなど判断が難しく、現在でも誹謗中傷など様々な問題がメディアで取り上げられています。こうしたところを踏まえて文部科学省では、情報教育の実践と学校の情報化というものの中でメディアリテラシーの育成について触れております。小中学校においては、適切に情報を扱うための教育としては現在どのようなことに取り組まれているのでしょうか。そのあたりをお伺いいたします。

#### ○原田学校教育課長

メディアリテラシーについてのお問合せを頂きました。

委員お示しの文科省の新・情報教育に関する手引のコラム等にもこのメディアリテラ

シーというものが示されておりますけれども、これは学習指導要領に示されている情報活用能力と重なる部分の多い概念と考えられます。この情報活用能力については、例えばその各教科における実践例として、国語科において言葉、図表、写真などを用いて効果的に表現すること、理科においては観察記録や実験データを表やグラフにまとめ、データの整理をすることなど、あるいは道徳科において相手の顔が見えないメールでのコミュニケーションの特性を知ることなどが位置づけられ、各校において実践しているところでございます。また情報モラルについては、情報モラル教室等だけではなく、パスワードなどの個人情報の管理、インターネット上の情報の信頼性等の吟味、さらには肖像権や著作権などの保護など、適宜、各教科の学習活動と関連づけながら実践的な能力を育成することを目指しているところでございます。

#### ○西村委員

分かりました。ありがとうございます。現行の情報モラルといったところとか、そういったところとかのぶりも多いというところは重々理解をしておるんですけども、今誰でも簡単にネットに情報を発信できる時代になっていきますので、そういったスマートフォンのおのおの使い方ではないですけども、そういった何が適切な情報なのかという判断する能力の育成であったり、これは本当にネットに出してもいいものなのかといったところも含めた上で、教育の機会というか、教育に取り組んでいただけると幸いです。

続きまして、また似たような質問になるんですけども、金融に関するリテラシー教育についてになるんですけども、これは金融庁が掲げているもので、中高生向けに社会人として経済的に自立し、よりよい暮らしを送るために金融に関する知識と判断力を身につけましょうということで「基礎から学べる金融ガイド」などを金融庁が作成、取りまとめをして金融リテラシーの向上に向けて動いております。

本市においては、中学生に対してこういった金融リテラシーに関する教育というものは何かしら取り組まれているところがあるのかどうか、お伺いいたします。

#### ○原田学校教育課長

金融リテラシー教育についてのお問合せでございます。

小中学校においては学習指導要領の指導事項に沿った教育活動というものを展開しておりますけれども、金融に関する学習内容、またはその素地となる学習内容については、小中学校家庭科や中学校社会科の公民的分野の中で取り扱われております。例えば小学校家庭科では、消費や売買の仕組みや方法など、主に消費に関する内容について学び、中学校家庭科では、キャッシュレス化に伴う多様な購入方法、契約、消費者被害等を取り扱っています。学習の際、具体的な事例をもとに検討したり、よりよい消費活動について判断したりするような学習も行ったりしております。

また、中学校の社会科のほうでは、株式会社の仕組み、金融の働き、経済活動に関する諸問題について学んでおります。また、発展的な学習として、生徒が会社の経営者となり、利潤をどのように配分するかをシミュレーションしたり、話し合ったりするよう



な学習活動も紹介されています。

今年度ある中学校の総合的な学習の時間に、全日本銀行協会が作成され山口県の銀行協会から紹介のあったライフプランゲームという教材を用い、人生の各ライフステージにおいてどのくらいのお金が必要かということについて、楽しみながら理解を深め、生活設計や貯蓄・投資について学んだという事例も報告されています。

今後も、学習指導要領との関連に留意しつつ、関係機関との連携を図り、実社会で生きる力などを身に付けられる多様な学びの可能性を模索していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○西村委員

ありがとうございます。そういうふうな外部の方をお招きしてライフプランだったりとかそういったところも考えていくというのを取り入れているというところで理解をいたしました。本当にこれからの時代を生きていく子どもたちにとって、この金融のリテラシー、あと情報のリテラシーというものは、非常に重要なものになってくると思いますので、今後も引き続き、うまく学校内外の方と協力をしながら進めていただければなと思います。

最後に関連で、今の学校教育の部分以外での例えば社会教育などにおいて、小中学生を対象に授業以外の部分で金融に関することや情報の取扱いに関する教育のような機会というか、そういった取組というものがあるのでしょうか。そのあたりをお伺いいたします。

#### ○国広文化・社会教育課長

学校教育以外の社会教育という観点からというところでございますが、青少年センターにおいて少年少女セミナーというものを現在開催をしております。

内容といたしましては、小学生の低学年を対象としたものづくりや料理など体験活動を行うチャレンジセミナー、それから小学生の高学年を対象とした様々な国の文化や伝統を知ることにより、国際的な視野や見方・考え方を学ぶことを目的にしたワールドセミナーを実施しております。この中において、小学生高学年を対象としたワールドセミナーの取組の中で、大手証券会社から講師を招聘し、貿易のこと、為替のことを中心にセミナーを開催したようなことも実績としてございます。

今後も、様々な業界から講師をお招きし、貯蓄のこと、税金のこと、保険のこと、世界の貿易のこと、こういったことを学んでいくことを計画をしております。リテラシー的には子供たちに正しく理解をしていただくというところにはなろうかと思っておりますので、今後ともこういった取組を続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○西村委員

ありがとうございます。学校教育以外にも社会教育という観点、ほかの多面的な部分からこういった金融、情報、いろんなものの適切な理解と適切な情報の発信が今後できるように、教育、またほかの観点からも多面的な取組を引き続きお願いできればと思います。

以上です。

○西崎委員

私のところに入った情報によりますと、現在、市内の学校でコロナによる学級閉鎖、学年閉鎖という話もあるんですけど、そうなっている学校ございますでしょうか。

○原田学校教育課長

ございます。

○西崎委員

我々市議員にもそういう情報は入っていないし、新聞等にも一切出ていないんですが、どうしてでしょうか。発表していないんですかね。

○原田学校教育課長

新型コロナウイルス感染症に係る学級閉鎖等、学年閉鎖等につきましては、公表は現在しないことになっております。

○西崎委員

冬場のインフルエンザによる学級閉鎖、学年閉鎖は逐一、全国的にも光市も発表しております。それに比べるとコロナによる学級閉鎖、または学年閉鎖は、発表する今ことになっていないという回答がありましたけど、これはちょっと解せないんですけど、何か根拠はあるんでしょうか。

○原田学校教育課長

新型コロナウイルス感染症に係る学級閉鎖等の公表についてということでございますけれども、この新型コロナの感染については、様々な情報が飛び交うことによって、保護者であったり、子供たちであったりの不安をおおることになってはならないということから、そういった公表というような形はこれまでも行ってこなかったという経緯があると認識しております。

○西崎委員

市立の小中学校でも初めて起きたケースであろうかと思っておりますので、過去の経験とかそういった取決め、これは市教委にもなかったと思われるんですけど、今のコロナは2類から5類へ変えようかというような動きが国のレベルでもございます。これは、今説明がございましたように、風邪・インフルエンザとは違うんだと。学校の情報、これ知

れることによっていろいろな弊害があるというのは、ちょっと原田課長からも説明がございましたけど、これはちょっと認識が違うんじゃないかと思うんですけど、その点どうですかね。問題になるんじゃないですか。

○原田学校教育課長

新型コロナウイルス、その感染症に関するこの公表につきましては、基本的に県や、他市等もそういった対応を取っているというところがあるかと思いますが。そういった面からも、基本的には公表というのは避けているところでございます。

○西崎委員

ではちょっと質問を変えます。学校名は発表はできないということですかね。

○原田学校教育課長

これまでもしてきていないところでございます。

○西崎委員

私のところに入った情報によると、何か浅江小学校というふうに聞いているんですが、浅江小学校とすると、浅江小学校に通う生徒、教員、職員、非常に不安になっているんじゃないかと思うし、我々一般市民が浅江小学校に行くときにもその辺をよく注意していないと、帰りに手を洗わにゃならんとか、いろいろあると思うんですけど、予防策が。だから発表する必要があるんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○原田学校教育課長

現在、臨時休業等を学校が行う際には、関係の児童生徒、それから保護者の方にはきちんとその連絡をしております。最低限必要なところについては、情報を提供するという対応は取っているところでございます。

○西崎委員

何か先週の水曜日に、あるいは金曜だといろいろ情報が飛び交っておりますけど、一応これも光市教委において公表についてはどうするか。あるいはその予防策、学校というような大きな大人数のところが発生したときの対応マニュアル、これ今はないんだと思うんですけども、改めて設置を検討されたいかがでしようか。

○原田学校教育課長

今、新型コロナウイルス感染症の発生の対応マニュアルについて御質問いただいたかというふうに思いますが、それにつきましては、学校でも準備をしております。それに基づいた対応は取っているところでございます。そういった公表の在り方等については、また今後の動向等も踏まえながら検討はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○西崎委員

介護施設とかその他の老健施設なんかでは、パンデミックが出たらマスコミに発表しているんですよ。我々も情報は目に入ってくるわけです。学校という数百人がいるようなところでこういう事態になったときに公表しないというのは、ちょっと市民感情からしたら不自然と思うし、我々議員としても、一切情報、皆さん知らないと思うんですよ。ひとつ検討してみてください、緊急に。

この問題については、以上で終わります。

細切れで出してすみません。通告済みの、これは一般質問で同僚議員が質問したんですけど、公共施設のトイレの洋式化についてでございます。

質問の1は、公共施設のトイレの洋式化について、今後どのように考えていらっしゃるか、整備を進めるのか、お答えください。

○国広文化・社会教育課長

文化・社会教育課のほうで所管しておる公共施設というところでお答えをさせていただきたいと思います。

本課において、伊藤公資料館、文化センター、ふるさと郷土館、周防の森ロッジ、多々ございますけれども、洋式化におけるこれからの改修の計画、こういったものについては、現在は持ち合わせていないという状況でございます。

以上です。

○三好体育課長

それでは、体育施設のトイレの洋式化についてお答えさせていただきます。

和式トイレから洋式トイレの変更につきましては、現在の洋式トイレの設置基数が適正であるか否か、また、利用者の意向等を把握することも必要であると認識しているところでございます。

今後の対応につきましては、そのあたりを調査研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○西崎委員

ありがとうございます。その今の関連質問でございますけど、一応、調査研究を今後していくのであれば、どのような整備計画を考えていらっしゃるのかをお話してください。

○三好体育課長

体育課といたしましては、指定管理者、総合体育館等の指定管理者と現状について情報共有を図りまして、ニーズ把握の方法について検討したいというふうに考えております。その上で今後どのようにすべきかを含めて、指定管理者と協議を進めていきたいと考えます。

以上でございます。

○西崎委員

文化・社会教育課の御見解はいかがですか。同じでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

先ほどちょっとお答えいたしました形でございますけれども、本課のほうで所管しておる施設につきまして、トイレ等の改修についての、今現在については計画のほうは持ち合わせておりませんので、今後こういったことが必要になるようなことがあれば、改修の計画も検討していく必要があるかというふうには思っております。

以上でございます。

○西崎委員

最後に、市民ホールについてのトイレの洋式化というのは、今まで語られていないんですけど、これは将来の建て替えを見込んだ洋式化についての構想というか、そういった考え方というのはあるのでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

市民ホールについて、現在建て替えの計画、こういったものについては持ち合わせていない状況ではございますけれども、市民ホールにつきましては平成18年に一部をトイレの洋式化をする工事を行っておりまして、洋便器の基数を増やしているところでございます。市民ホールにおいては、今後も看板等新たに設置し、トイレ利用者の分散を促すなどの工夫に加え、大規模なコンサート等の開催時においては、女性トイレの混雑が予想される場合は、男性トイレを女性トイレに変更するなどトイレの渋滞の緩和を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○西崎委員

室積のサン・アビリティーズ光ですけど、これはグラウンドが隣にございまして、サン・アビが閉館中でも少年野球の練習とかいろいろな催し物、ゲートボール、使われておりますが、建設時は、サン・アビが休館中でも外から2か所、男性・女性トイレ2か所が自由に使えるようには設計になっているんですが、現在は戸が閉まっております。そして利用者は、サン・アビが開いていないとトイレが使えない状態になっておるんですけど、この辺の改善策というものについては、協議をされておられますか。

○三好体育課長

それでは、サン・アビリティーズ光の施設についてお答えさせていただきます。

現在この施設は、安全管理のための閉館時間につきましては、機械警備により施設内の管理をしているところでございます。休館日に外部から利用者が施設内のトイレを利用することができますれば、万一、事故等が発生した際に職員が不在のため対応ができ

ない状況でございます。そのため、利用者の安全確保、また適正な施設管理に努めるため、御理解を賜りたいところでございます。

以上でございます。

○西崎委員

一般の公衆トイレのように、利用者が365日24時間、利用できるような方法をひとつ検討を考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○仲小路委員

それでは、何点か質問をさせていただきます。

最初に、光市通学路の件ですけれども、通学路の合同点検会議で対策箇所が何件か上がっておりますけれども、その中で今後の検討がまだ決まっていないということにつきまして、令和3年度の島田中学校区の表でいきますと、ナンバー9番の上島田6丁目5番10号先の歩道の確保について、今どのようにされていますでしょうか。

○原田学校教育課長

通学路合同点検会議のことについてお問い合わせいただきました。

令和3年度の島田中学校区9番目の上島田6丁目5番10号先の歩道の確保についてでございますけれども、当該箇所は県道光玖珂線であることから、道路管理者である県の周南土木建築事務所に確認をしましたところ、歩道の拡幅については現在のところ事業化には至っておらず、今後、優先度を見極めながら事業化を検討するというところでございます。

なお、当面の安全対策としての区画線の更新についても、周南土木建築事務所の管内において区画線の点検を行う中で、優先度の高い箇所から随時更新していくと伺っております。

○仲小路委員

はい、分かりました。まだ具体的に決まっていないと、対策はこれから検討するということで理解しました。

もう1点ですが、令和4年度の室積中学校区なんですけど、ナンバー2の室積沖田5地先の光寿苑北西側三差路の横断歩道の設置について、どのようになっていますでしょうか。

○原田学校教育課長

令和4年度の室積中学校区、2番目の室積沖田5地先の光寿苑北西側三差路の横断歩道の設置については、横断歩道を管理する光警察署によると、現在、当該交差点の形状から、安全性について検討中であるということでございます。いずれにしても、通学路の安全については重要な課題であることから引き続き、道路管理者等に安全性の確保に

ついて働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

○仲小路委員

はい、分かりました。まだ警察のほうでも検討中だということで理解しました。

では、次の点ですけれども、現在、医療的ケア児といわれる重度心身障害児童生徒が市内に何人かいると思えますが、その人数とそれに対する教育における対応についてはどういうふうにされているか、お聞きしたいと思えます。

○原田学校教育課長

医療的ケア児についてのお問合せを頂きました。

現在、本市の小中学校においては、重症心身障害の児童生徒については在籍をしていないという状況にあります。また、医療的ケアを必要とする児童生徒も在籍がないという状況でございます。したがって、現在のところは対応に当たっている事例というものもないという状況でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○仲小路委員

それでは、先ほど医療的ケア児等についての答弁がありましたけれども、現在いらっしやらないということで対応はしていませんけれども、こういうことも起きますので、また対応を事前に検討していただければと思えます。

それから次ですが、クリーン光大作战、これは個別なんですけど、作業箇所でありました室積4丁目4番の海岸の草刈りを何年か前から行わなくなったようで、理由は、住民の方から「ハマボウフウを保護するため」というふうに聞きましたが、詳しい経緯は分かりますでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

クリーン光大作战は、各コミュニティセンターにおいて実行委員会を組織しており、その中で実施計画を作成し、自治会を中心に作業箇所や作業開始時間等、協議・決定の過程を経て行っている事業でございます。

委員御質問の箇所につきまして、作業が行われない理由としましては「蜂に刺される等の被害がその作業箇所から多く発生している場所」であるということ、また「希少な植物のハマボウフウが作業により刈り取られる状況等がこれまで見られた」ということを聞いております。

クリーン光大作战は、各地区にお住まいの方の自主的なボランティア清掃による事業というところがございますことから、委員御質問の清掃箇所を選択するかどうかについては、地区の実行委員会に御提案を頂ければと存じます。

以上です。

○仲小路委員

はい、分かりました。そういうことで携わっていらっしゃらないということで、直接の担当の方にまた確認をさせていただきます。

それから、伊藤公カップ英語スピーチコンテスト、これは英語による表現力やコミュニケーション能力の向上を図ることを目的として、平成22年から開催されています。英語力に優れた児童生徒の育成に大きく貢献しております。過去12回開催され、入賞者となった生徒も数多くいまして、もう最年長は既に27歳ぐらいになっていると思います。卒業後の英語を生かした活躍の事例などが具体的に把握していらっしゃったら、お示しください。

○国広文化・社会教育課長

伊藤公カップ英語スピーチコンテストは、伊藤博文公が残した数々の功績の一つである英語の必要性や英語による表現の重要性を、次世代を担う子供に継承するとともに、英語による表現力やコミュニケーション能力の向上を目的として開催しておる事業でございます。

本コンテストは英語教育というよりは、むしろ伊藤博文公の遺徳継承や子供たちの発表の場、機会提供を目的とする社会教育事業であることから、委員から御質問のあった出場者の進路等は把握しておりませんが、こうしたコンテストの開催が、子供たちが英語に触れ、興味を持つ機会の一つになっているものと認識はしております。

以上でございます。

○仲小路委員

はい、分かりました。具体的には把握されていないということですが、せっかくこうして英語の能力の優れた児童生徒が頑張っているということで、今後その活躍ぶりも紹介すれば、また小学校、中学校の今の児童生徒にも大きな刺激になると思いますので、ぜひともそういう場面も生かされたらということも思います。

そういう意味で、特に把握はされていないということですが、もう1点、卒業後に児童生徒のそういう実際の学習等において、英語の教育のために協力してくれているような方はいらっしゃいますでしょうか。

○原田学校教育課長

この伊藤公カップ英語スピーチコンテストで入賞をされた方々が学校教育のほうに協力を頂くということですが、その卒業生等が児童生徒の英語教育に協力してくださっているという事例は、現在では把握できていないところでございます。

○仲小路委員

はい、分かりました。今後そういうこともまた考えながら、卒業生が今の在校生との交流というのも非常に大きな意味があると思いますので、またできる限りの把握をされながらやっていただけたらと思います。



以上で終わります。

○中本委員

それでは、二、三の質問をしたいというふうに思います。

スポーツ少年団の現状についてお伝えをいたします。新型コロナウイルス発生から3年目を迎え、いまだに終息のめどすら立たないコロナパンデミックは、人々や経済界に大きな行動変容を与えてしまいました。スポーツ少年団もこのことを踏まえ、コロナ感染対策をしながら、監督・指導者、父兄が一体となって練習に励んできておるところであります。

ところが、14歳以下の年齢の人口減少に続きまして、スポーツ少年団の団員数あるいは団員、団の子供たちの数です。そのようなスポーツ少年団の状況が現状今どうなっているのか。あるいは過去に遡って一番多いときの団員、団の数あるいは団員数が分かれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○三好体育課長

それでは、スポーツ少年団の団員数と団体数の数値でございますが、令和4年度の速報値としてお答えさせていただきます。

団体数は35団体、726名の団員数となっております。過去、団員数・団体数、一番多いところの数字ということでございますが、私どもが持っております一番古い数字で申し上げますと、平成20年度に41団体1,067名が一番多い数字となっております。

以上でございます。

○中本委員

一番多いときで41団体ということで、団員数は1,067名ということでありました。全国的に人口減少が続いている中で、幼、小、中、高、大と生徒数の減で大変な状況になっていることは事実であります。

光市の人口も昭和60年度は5万8,228人、合併時は5万6,031人、現状は令和4年度では4万9,504人ということで、合併後においても6,527人の人口が減少しております。

この人口減少によって、もちろん14歳以下の人口の減少も続いておりますけれども、今後のそういう減少がどんどん続いていくというふうな状況の中で、スポーツ少年団の維持ができるのかというような岐路に立っていると思っております。

あるスポーツ少年団は、約半世紀にわたってスポーツ少年団を運営してまいりました。48年から50年にわたって経営・運営をしてきたわけですが、先日、解散式を迎えたというような情報も入っておりますので、この状況についてはどういうふうにしたらいいのか、よい妙案は全く分からない状況であります。したがって、今後、体育課としての取組については、何か新しい取組があるのかないのかということもお聞きしたいと思います。

○三好体育課長

スポーツ少年団の加入推移にも表れているとおり、近年の少子化の進行と併せて団員数も減少傾向にあります。この減少につきましては、市内での開催大会や、そういったものもできなくなるというような弊害も発生しております。

さらに、この中で、市としてどういうふうを考えていくかということにつきまして、なかなか具体的な策というのはこれもまた少子化が原因ということがありまして一朝一夕にはいかないところもありますが、このスポーツ少年団の活動自体、青少年の健全育成、それからその団体を通じて心を育て社会性を身につけるなど、多くの利点があるのも確かでございます。そのことを広くPRすることにより加入率を上げていきながら、この活動を維持していくというのが一つの目標ではないかというふうに考えております。以上でございます。

#### ○中本委員

市としても具体的な対策は非常に厳しいということではありますが、青少年の健全育成のためには、しっかり加入率を上げていこうというような思いでありました。

地域社会の活力ももちろん低下してくると。それから、いろんなところで様々な影響が出ておりますし、子供同士がお互いに助け合いながらスポーツ少年団を通して社会性を育て、そういう成長していく機会がなくなってしまうてはいけないなというふうに思っておりますので、私も半世紀にわたって野球ではありますが、関連をしてまいりまして、その推移をいろいろ考えながら、ふとこれは野球あるいは、いろんなスポーツ少年団の継続が難しいので岐路に立っているんだなというふうにつくづく今感じているところでありますので、ぜひ行政と一体となっていていろんなスポーツ少年団を継続できるように、そして伸び伸びと子供たちが夢に向かって努力できるような環境整備をしていかないといけないというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、もう一つ、現状では、体育課の名称ということについて、文部科学省がスポーツ庁を平成27年だったかな、立ち上げました。したがって、全国的にあるいは県内も新しい課に変更してきたという経緯がありました。体育課という課が——光市はまだ体育課でやっているわけではありますが、県内の状況が分かれば教えていただけますか。

#### ○三好体育課長

それでは、体育課の名称につきましてお問合せを頂きました。

県内の他市の状況でございますが、スポーツ振興課、スポーツ交流課、また文化スポーツ課など、スポーツを使用している自治体が10市ございます。その他自治体につきましては、地域交流課や生涯学習・文化財課など、各地域のスポーツに対する方向性、また考え方を取り入れたような名称を用いられているというところでございます。

以上でございます。

#### ○中本委員

確かに県内の体育課というのは光市だけであります。下関から萩、防府、下松、柳井も、生涯学習スポーツ推進課という主管課の名称を、新しいスポーツという形のもので

名称変更をしております。

教育委員会としても、そのことをよく踏まえながら新しいスポーツを構築していかなければならない時代でありますので、この名称変更についても所管は総務課でありますので、明日の総務委員会でまたそのことを指摘してみたいと思いますので、教育委員会もよくそのことを踏まえながら、令和5年度からスタートできるような形になればというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、光市立学校の通学区域に関する規則があります。このことについては五、六年前に一度質問をいたしまして、現在の状況については、子供たちの夢をかなえるために、そして親の夢をかなえるために、そして教育委員会も子供たちの夢をかなえるためにも、この制度については、私は反対するものではありません。よい制度かも分かりません。

したがって、このことがどんどんエスカレートし、通学区域が撤廃になったときにある可能性もありうりますので、そのことを踏まえて慎重に問題がないような形で、この制度の推移をお願いしたいというふうに要望としておきますので、よろしく願いをいたします。

以上で、教育委員会の質疑は終わります。よろしく願いをいたします。

#### ○早稲田委員

それでは、質問させていただきます。

ここ数年のコロナ禍の中で英語の教育についてなんですけれども、外国語の英語の教育の指導者として外国人の方でALTという方々がいらっしゃると思うんですが、その業務には数年の2年間か3年間の期間が定められていて、その間に異動したり、代わったりということがあると思うんですけれども、このコロナ禍においてALTの方々の動きについてお示してください。

#### ○原田学校教育課長

昨今の新型コロナウイルス感染症に係るALTの活動ということでございますけれども、今年度につきましては、このALTの派遣等につきましては年度当初の計画どおり、小学校で実施する全ての外国語等の授業においてALTを派遣し、授業を行うことができております。

また、中学校においてもALTを派遣し、英語の授業の補助的な指導ということでそれらを行っており、特に新型コロナウイルス感染症拡大における大きな影響は、今年度はその派遣についてはないというのが現状でございます。

#### ○早稲田委員

現状では計画どおり行われているということなんですけれども、そのALTの方々は祖国に戻ったりとか、そういう異動とか、そういったことはなかったのでしょうか。

#### ○吉永教育総務課長

A L Tの活動というところでのお答えをさせていただきたいと思います。

今現在、市のほうの会計年度任用職員として雇用しております2名のA L Tにつきましては、本年8月より2年間で勤務をお願いしているところでございます。ちょうどその時期は渡航制限というのも解除されて勤務上の影響もございませんでしたし、また、そのお二方ともコロナ禍の中で、本年8月の就任以前の問題でございますが、以前も県内の高等学校で勤務をしていらっしやったという経緯もございまして、雇用面での移動制限といえますか、その辺りはなかったという状況でございます。

以上でございます。

#### ○早稲田委員

その期間においては渡航制限も解除されていたし、もともと県内の高等学校での勤務ということで移動についての障害はなかったということが今確認できましたので、引き続き、またA L Tの方々に活躍していただきたいと思います。

引き続き、英語の教育についての質問なんですけれども、夏休みの期間中に日帰り英語体験型ワークショップとかイングリッシュキャンプ等の活動があつて、去年はたしかコロナ禍で中止になったかと思うんですけれども、令和4年度についてはいかがでしたか、お示してください。

#### ○原田学校教育課長

夏休み中のイングリッシュキャンプ等についてお問い合わせいただきました。

新型コロナウイルス感染症拡大前はイングリッシュキャンプとして開催していたものが、委員お示しのとおり、令和2年度、3年度は中止を余儀なくされておりました。

今年度は規模を縮小してのイングリッシュ・デイ in 光として、8月26日に周防の森ロッジにて開催をいたしました。参加児童は6年生8名であり、A L Tや教員等と英語によるコミュニケーション活動を行いました。

具体的には、自己紹介活動や、A L Tの方々の母国の紹介等を聞いてやりとりするような活動を子供たちも楽しく活動ができたと同っております。

以上でございます。

#### ○早稲田委員

令和4年は縮小した形でイングリッシュ・デイという形で実施したということで、開催できてよかったと思います。本市の英語教育、その後に国際的に活躍する人材を育成する上でも進めていただければと。引き続き、お願いしたいと思います。

もう一つ、質問なんですけれども、現在1人1台タブレット端末を導入して様々な教育が行われていますけれども、英語の教育に関して何かそのタブレットの活用等、新しい教育に変化がありましたでしょうか、お尋ねします。

#### ○原田学校教育課長

学習者用タブレット端末についてのお問合せでございますけれども、やはりこの端末

が導入されたことによる影響というのは、英語科等の学習においても大きく変化していると認識しています。

一つは、児童生徒の言語活動の充実と、その指導の評価の効率化が進んだというところでございます。例えば、英語での表現を学ぶ場面で動画教材等を活用しながら、自分のペースで繰り返し練習するといった、そういった個別の学びもかなり容易になってきたということがございます。また、スピーキングテストとして、英語を話す自分の姿を録画して教員と共有し、それを基に教員が評価するといったこともできるようになっております。

二つ目として、オンライン会議システムを用い、他校の児童生徒と英語を用いたコミュニケーション活動を行うことで、会話する必要感や目的意識などをしっかり抱かせやすくなり、学習活動を充実させることにつながっているという事例もございます。

また、三つ目として、学習支援サービスの中に英語を聞く・読むための多様なコンテンツが準備されていることから、少しの時間でも学習等に用いることができるようになっていったところ、それから板書や児童生徒の解答の提示などの時間が短縮できるようになったことなどによって、言語活動中心の授業展開が可能になるなど、そういった大きな変化が見られているという状況にございます。

以上でございます。

#### ○早稲田委員

タブレット端末の導入により、英語の教育にも随分こう進化が見られているなど。自分たちの時代だと、先生と自分たちという形での1対多なので聞き逃したりとか、あと会話そのものを練習する機会は少なかつたと思うんですけども、オンラインで他校と会話ができたりとか、あとは自分の話しているところも録画できて後で確認できるというのは、とてもいいなあというふうに今お話を聞いて思いました。

今後ますますそれが進んでいって、たくさん日本語と同じようにもう英語が使いこなせる人材が多数出てくればいいなと思いますので、今後どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

## 2 政策企画部関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①議案第57号 令和4年度光市一般会計補正予算（第7号）〔所管分〕

説 明：北川財政課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○西村委員

それでは、1点確認をさせていただきます。13ページの一番下段、情報化推進事務費についてでございますが。

先ほどマイナポイントの申込み支援に係る旨のお話があったと思うんですけども。前回、これが上がってきたとき、大体、累計の利用者が今まで2,500名程度、第2弾が始まって以降の平均は、大体1日に約50名程度が下の窓口に来られてということで答弁を頂いていたと思うんですけども、今、見ていると、毎日1階のその窓口に、かなりの方が並んでいるように見受けられるんですけども、そのあたりの数字というのは、現在どんな感じになっているのか教えていただけますでしょうか。

##### ○藤井情報・DX推進課長

こんにちは。本庁舎1階で実施しておりますマイナポイントの申込み申請窓口の状況についてお答えいたします。

先週12月16日時点の申請状況をお答えしますと、累計で約6,660人の支援を実施しております。平均値としましては、マイナポイントの第2弾開始以来の全体の平均で約58人、支援会場を本庁舎1階へ開設した8月1日以降では、1日平均64人、これまでで最大の人数は107人でございます。

以上でございます。

##### ○西村委員

以前お伺いしたときよりも、全体的に数字がかなり、利用される方が増えているという印象があるんですけども、今、この補正で27万5,000円、これ1年分の予算というふうに認識をしておるんですけども、この人数に対して、対応人数というのが適切なかどうかというところを、お考えをお伺いいたします。

##### ○藤井情報・DX推進課長

対応人数について御質問いただきました。

9月以降、会計年度任用職員を1名増員し2名体制とし、来客状況に応じて、係長以下4名の職員を含めた体制で、対応を行っております。

来客者をお待たせすることはありながらも、また、職員については、多くの電話でのマイナポイントに関する問合せに対応しながら、申込み支援を最優先に、精いっぱい対応をいたしているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。相当数の人数で対応に当たっていただいているというところで、大変かとは思いますが、引き続き対応のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○早稲田委員

補正予算書の13ページの、先ほど、ちょっとお話ありましたけど、移住就業・移住創業支援補助金について、もう少し具体的に、お話聞かせてください。

○佐々木企画調整課長

こんにちは。それでは、移住就業・移住創業支援補助金20万円の補正内容についてお答えいたします。

本補助金は、国県と連携した移住支援策として実施している事業で、東京圏から山口県、さらには光市への移住を促進するために、東京23区に居住し、または23区に通勤する東京圏に居住する人が、山口県の就業マッチングサイトを通じて中小企業へ就業した移住者や、要件に該当する、新たな事業の創業などによる移住者に、単身者には60万円、世帯での移住者には100万円を加えまして、子育て加算としてお子様1人につき30万円の補助金を支給するものでございます。

当初予算におきまして200万円を予算化しておりましたが、現在、単身世帯の1件60万円が申請、交付済みで、今後、1世帯160万円の申請交付が見込まれているところでございます。

こうしたことから、予算の不足が見込まれる20万円を今回増額補正するものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

見込みをお伺いしました。見込みがあつての予算の追加ということで、了解いたしました。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(2) その他(所管事務調査)

## 質 疑

### ○西村委員

それでは、何点か御質問させていただきます。

情報受発信ツール事業についてなんですけれども、10月の中旬頃に無事にリリースがされまして、10月25日発行の広報では、具体的な紹介があったというふうに思うんですけれども。

まずは、現在の登録者数について、どの程度いるのか確認をさせてください。

### ○藤井情報・DX推進課長

情報受発信ツール導入事業について、お答えいたします。

委員御案内のとおり、スマートフォンアプリを利用した光市LINE公式アカウントを10月11日に開設し、10月25日発行の11月号広報において、利用方法や機能について御案内させていただきました。

御利用いただくには、LINEアプリ固有の表現ではありますが「友だち登録」という利用登録を行っていただく必要があります。

この友だち登録を登録者数と考え、登録者の増加を目指して周知を進めております。

10月末の登録者数は1,269人、11月末は1,554人、12月15日時点では1,619人となっております。

以上でございます。

### ○西村委員

1,600名程度というところで、リリースして2か月ぐらいですか。私が思ったよりも多くの方が登録されているなというふうな印象でございます。

とはいいいながらも、まだ、もう少し利用者数としては少ないかなというところもありますので、周知を図る必要があると思うんですけれども。そのあたりについては、いかがお考えでしょうか。

### ○藤井情報・DX推進課長

周知についてのお尋ねを頂きました。

本アプリについては、メール配信システムと同様、市政情報をはじめ防災情報や健康に関する情報など、様々な情報発信を行うための情報発信ツールであるとともに、通報機能を使って、道路や公園遊具等の不具合を通報いただくなど、市民との情報交換を図るためのものであり、登録者のさらなる増加を目指して、継続的な周知を行っていきたいと考えております。

現時点で、広報のほかホームページのトップページメインビジュアルへの掲載、支所・出張所や各コミュニティーセンターへのチラシの配布、インスタグラム等ほかのSNSによる周知を行っているところでございます。

なお、広報紙と比較して、チラシはLINEのインストール方法や友だち登録方法な



どについて紙面を広く取り、より詳しく説明しております。

また、現在、各地区で実施しておりますスマホ講座のカリキュラムにも加え、スマートフォンに不慣れな方にも使っていただけるよう御案内しております。

今後もより一層友だち登録者数を増やすことができるよう、様々な方法により、周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○西村委員

ありがとうございます。いろんな方法で周知をされているというところで。私も、広報も確認しましたし、ホームページもインスタグラムも、全て確認をしておるんですけども。

特に、ホームページに記載をしてある、受信設定の手順であったりとかってというのは、拝見していて、すごく分かりやすいなという印象を持っています。

私の周りの人にも何名かそういうふうに勧めてみて、実際に登録から設定までいろいろしていて「思ったよりも使いやすい」といった声も届いておりますので、併せて御披露をさせていただきます。

そんな通報アプリなんですけれども、今までのこの2か月間の、通報等の利用件数については、どのくらいあるのかというのは、把握はされていますでしょうか。

#### ○藤井情報・DX推進課長

通報機能の受付項目別に利用者数を申し上げますと、道路関係が7件、公園が1件、有害鳥獣が2件、不法投棄が0件の合計10件でございます。

以上でございます。

#### ○西村委員

分かりました。ありがとうございます。まだまだその機能面であったりとか、通報をするという用途での使用というのは、もう少し件数が増えていければなというふうに思います。

道路に関しては、私も試しに通報してみたんですけども、迅速に対応いただいたので、そういった意味も含めて、私の周りにも周知を図っていこうというところでございます。

このアプリの運用を始めてから、こういう最初のシステム周りのアプリとかってというのは、バグであったり不具合というものが、正直、付き物なところがあるかとは思うんですけども。

今まで、そういったバグや不具合など対応したものというのは、あるのでしょうか、どうか。お伺いいたします。

#### ○藤井情報・DX推進課長

運用開始後、バグや不具合などの対応したものについてでございますが、2点ござい

ました。

1点目は、リッチメニューのリンク誤りでございます。光市公式アカウントの友だち登録を行うと表示される、市ホームページや、道路や公園等に関する通報などを選択するボタンを表示するエリア、これをリッチメニューと言っております。

そのリッチメニューのボタンの1つである、図書館蔵書予約・体育施設予約ボタンを押すと表示される、詳細なメニューのリンク先のURLアドレスが間違っておりました。御指摘を頂き、直ちに修正を行ったところでございます。

2点目は、機能の1つに、ごみ収集日お知らせ機能がございますが、岩田・塩田地区を対象としたごみの日の設定に誤りがあり、古紙・古布類のごみの日を誤って通知したことが10月末にございました。

こちらも、すぐにデータの修正と、ほかに同様の誤りがないかを確認を行うとともに、対象の方々にお詫びの通知を、LINEの情報発信機能でお送りいたしました。

以上でございます。

#### ○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

どうしても最初のこういった不具合というのは、発生するものというところで、私は理解をしております。

こういったアプリのいいところというのは、間違いが分かったら、すぐに修正できるものが多かったり、その対象になった方にすぐ詫びの通知を流したりすることができるというのが、利点の1つでもあろうというふうに思っておりますので、今後も、もし何かそういった不具合等を発見した場合には、迅速な対応のほどよろしくお願いいたします。

そういったところから含めまして、運用を開始してから、ほかにこんな機能があったほうがいいのかそういった、機能に関する要望というのは、何か寄せられているところというのはあるんでしょうか、どうか。お伺いいたします。

#### ○藤井情報・DX推進課長

機能要望についてのお尋ねを頂きました。

まず、情報・DX推進課については、要望などの意見は寄せられておりません。

また通報担当を含め、関係する所管に聞き取りを行いました。現在のところ機能要望などの意見は寄せられていないとのことでした。

以上でございます。

#### ○西村委員

分かりました。ありがとうございます。今のところ、市に直接、寄せられている要望はないというところで理解をいたしました。

質問でもう一点、情報受発信ツールの、このユーザーインターフェースについてなんですけれども。

使用する人にとっては、LINEのトーク画面のような形になっておるんですけども。ある市民の方から「これだと誰が通報してきたのか、メッセージが送られてきた側が特定できるのではないか」とそういった心配の声を聞きました。

そこで、確認なんですけれども、実際、これ通報アプリを使って、通報者が、誰が通報してきたのかというのが分かるような仕組みになっているのかどうかというのを確認するために、実際の通報が送られてきた際の、処理のフローを少し教えていただければと思います。

#### ○藤井情報・DX推進課長

通報いただいた方の特定ができるかどうか、また、通報が届いた際の処理フローについてのお答えをいたします。

通報機能において、各通報の識別は、全て情報発信や通報を管理するLINEとは別のシステムの固有の番号で行っております。

また、LINEのIDや表示名など、通報者の特定ができる情報には参照できない仕組みになっており、通報いただいた方の特定はできません。

そのほか、受信設定において地域や年代を入力いただきますが、これは情報発信のシステムで利用するものであり、通報された方とひもづけて、年代や地域を特定することはできません。

次に、通報が行われた際の流れについて、お答えします。

まず、通報が行われますと、通報された種類ごとにひもづけられた各担当課のメールアドレスに、通報があった旨のメールが届きます。

次に、通報機能を管理するシステムの管理画面を開いて、写真や地図、コメントが集約されたものを印刷いたします。

その後は、電話での通報と同様、対応方針を担当課において協議し、決定した対応を行う流れとなっております。

以上でございます。

#### ○西村委員

ありがとうございます。通報者の個人というのは、特定はできないような、参照できない仕組みになっているというところで、安心をいたしました。

最後に、通報機能に関してなんですけれども「対応の結果が、現地に行かないと分からない」といったような御指摘があったり「もう少し幅を広げて、自由に通報できる機能があればいいのにな」といった声が、ちらほら聞こえてきております。

ですので、特に道路の異状に関しては、対応履歴やその内容というのを、ホームページに公開するなどして、確認ができるような体制を、今後、導入いただきたいというふうに要望をさせていただきます。

以上です。

#### ○仲小路委員

それでは、数点、質問します。

先ほど、先行委員にありましたとおり、光市公式LINEアカウントにつきましては、これは非常にすばらしい、そういう設定だと思ひまして。10月に開始されて、11月の広報に掲載されまして、最初は案内のチラシがなかったものですから、このコピーをしながら、何十人かに御案内して。

皆さん、ただ、なかなか分かりづらいつちゅうのがありますけれども、先日、案内のチラシができて、これを見させていただきまして、非常にいいものができておりまして。カラーでやる気になるような、そういう内容で。

これを使って、今月30人程度の方に御案内したんですけれども「やってみてすぐできた」という方が多くて、すばらしいチラシで感激をしているという、そういうような状況であります。

それにつきまして、若干の問合せがありましたので、その点につきまして。

今、バスと定期船の時刻表の検索はありますけれども、JRの時刻表の掲載について要望がありましたけれども、この対応はできますでしょうか。

#### ○藤井情報・DX推進課長

バス・定期船時刻表の検索に、JRの時刻表が掲載できないかといったお尋ねでございます。

御要望の機能の実現には、時刻表情報の検索サイトの選定や、メインメニューを含めたメニューのデザインの変更など検討課題はございますが、実現は可能であり、所管課である公共交通政策課と、実現方法について協議を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

#### ○仲小路委員

分かりました。ぜひともできるようにしていただければと思います。

それから、周知の件なんですけど、メール配信サービスというのが今までありましたけれども、これは継続してありますけれども。そこに登録している方に、このメール配信サービスを使って、LINEアカウントもありますというふうな、そういうお知らせというのはできますでしょうか。

#### ○藤井情報・DX推進課長

メール配信サービスで、LINEアカウントの案内を届けることになっているかのお尋ねでございます。

現在、メール配信サービスと同じ情報をLINEで配信するため、メール配信サービスから情報を発信すると、LINEへ自動転送される仕組みとなっております。

そのため、メール配信サービスでLINEアカウントの案内を送信しますと、メール配信サービスだけでなくLINEへも配信される課題がございます。

また、メール配信サービスとLINEは、それぞれ重要な情報発信手段の1つと位置づけており、メール配信サービスを縮小する予定もございません。

こうしたことから、メール配信サービスでLINEアカウントの案内は配信しておりません。

以上でございます。

#### ○仲小路委員

分かりました。じゃあ、これは別の方法の周知ということになると思います。

それから、併せまして、今の配信の内容から聞きますと、水道局から届くお知らせも、同じようにLINEアカウントでの情報発信ということになりますでしょうか。

#### ○藤井情報・DX推進課長

先ほどのお答えでも仕組みについて御説明いたしましたが、メール配信サービスで配信されたものについては、自動的にLINEで転送される仕組みとなっております。

委員お尋ねの水道局からのメールは、メール配信サービスの市政情報というカテゴリで配信しているため、LINE側で市政情報を受信設定で選択されている方には、自動で届く仕組みとなっております。

以上でございます。

#### ○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

それから、次ですが、広報ひかりの活用につきまして、広報ひかりの表紙を使用したお知らせ等について、最近の事例ですと2021年の4月号と5月号には、新型コロナワクチン接種について、また、10月号には、新型コロナ感染拡大防止対策について、そして、11月には、不発弾撤去について掲載されました。

表紙の掲載の場合には、多くの市民の目に触れることで、周知の効果が大きいと考えられますが、もっと多くの表紙を使用して、掲載することはできますでしょうか。また、表紙への記載をする場合の基準等はありませんでしょうか。

#### ○佐々木企画調整課長

広報ひかりの表紙を活用したお知らせの掲載について、お答えをいたします。

広報ひかりの表紙につきましては、最も市民の皆さんの目に留まる、いわば広報の顔として編集を行っているところでございますが、その内容は、主に3つの目的に分類されると考えております。

1つ目は、直近の市内の出来事や市の取組を、市民の皆さんに周知するためのもの。

2つ目は、広報紙の中に掲載した特集記事等へ誘導するため、中身を読むことへの興味を喚起するものでございます。

この2つの目的では、いずれも写真の掲載という手段を用いまして、概要をお伝えする表紙構成としております。画像を通して視覚に訴えていくことで、市政の情報を効果的・効率的に周知することをねらいとしたものであり、ほとんどの発行号については、こうした手段を採用をしております。

そして、3つ目の視点といたしまして、緊急かつ重要な情報を市民に周知する必要がある場合に、文字や図表で内容を具体的にお知らせする場合があります、委員からも御紹介いただいた新型コロナ関係ですとか、不発弾除去に関するものが、これに当たるものと考えております。

表紙へお知らせ情報を記載する基準につきましては、特段の定めはございませんが、今、申し上げました基本的な考えの下で、その時々状況に適切に対応しながら、表紙の選定・編集を行っているところであり、時間的に急を要して、かつ、市民生活に影響が大きい重要な案件については、優先して掲載をできればというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○仲小路委員

分かりました。それで、例えば、所管のいろんな施策がありますけれども、その辺について。例えば、所管のほうから表紙の掲載についての問合せ、あるいは希望とかあったりとか、そういうことはありますでしょうか。

#### ○佐々木企画調整課長

所管から、そういった表紙に取り上げて欲しいといったような要望というのは、特段、聞いてはおりません。私ども広報のほうで、編集をしているところでございます。

以上でございます。

#### ○仲小路委員

特に、重要というふうに所管のほうで判断されて、そういう相談とかいうことはなくても、そちらのほうから所管のほうに、何かありますかという、そういう問合せはされていないんですか。

#### ○佐々木企画調整課長

問合せは、基本的には広報の記事にするものについて、一括して各所管のほうに、どういったものがあるかというのを問い合わせておりますので、その中から選定をするというような流れとなっております。

以上でございます。

#### ○仲小路委員

分かりました。内容は、全ての所管の施策等を全部把握しながら、その中から、こちらの企画調整のほうで選んでいらっしゃる、ということでした。

それと、次ですが、民間提案制度というのを、今、されておまして、今年度の対話申込み数、あるいは対話数また提案者の提出数あるいはまた、その内容審査が終わってれば、その結果も併せてお示してください。

○岩崎行政経営室長

こんにちは。民間提案制度についてのお尋ねでございます。

民間提案制度とは、民間事業者から、市民サービス向上や業務効率化につながる提案を公募する制度でございます。

今年度の実績でございますが、まず対話については、3事業者からの対話のお申込みがあり、3事業者と対話を実施いたしました。

次に、提案者の提案数については、3事業者から4件の御提案を頂き、審査委員会で審査を行いました。

その審査結果でございますが、採用が2件、不採用が2件でございます。

なお、審査結果につきましては、採用した提案については、提案の名称と提案事業者名を、不採用とした提案については、提案の名称のみをホームページで公表しております。

採用した提案の事業者名を申し上げますと、オムロンソーシアルソリューションズ株式会社と大和リース株式会社山口支店の2者の提案を採用しました。

その提案概要ですが、2者ともに、新たな財政負担を伴わずに、公共施設に省エネ設備等を設置して、脱炭素化を推進するとともに、市民サービスの向上等を図るものでございます。

提案の内容の詳細については、現在、所管課を中心に事業化に向けて詳細協議を開始しており、現時点で申し上げることはできませんが、事業化に至りましたら、内容を公表する予定としております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。2件につきまして、今、審査を終えて、これから具体的なところに入るということで理解いたしました。

また、内容につきましては、それぞれのノウハウとかありますので、公表できない部分あると思いますので、その辺は理解いたしました。

最後、もう一点ですが、市川市長が令和4年度の施政方針において「利他の心を持って、一人一人の行動を見つめ直すことが求められているのではないのでしょうか」と述べられました。

また、12月の本会議の一般質問においても、2人の議員への答弁で、利他の重要性を強調されました。

この利他について、どのように市政に生かすかについての考えがあれば、お聞かせください。

○佐々木企画調整課長

利他という言葉は、委員仰せのとおり、市長が令和4年度の施政方針において「他人のために行動することは、自分の幸せにつながる」として「幸福度の高い社会に結びつくことが期待される」「新型コロナの感染症のみならず多くの困難がある中で、様々な

課題の現実から目を背けず、利他の心を持って一人一人の行動を見つめ直すことが求められる」というように発言をされております。

また、先日、光高等学校、大和中学校、光井中学校で行いました「市長と気軽にミーティング おでかけ版」におきまして、市長がまちづくりについて講話をする中で、生徒に対して利他の心の大切さを伝え、子供たちの将来にエールを送っております。

中学校の子供たちからは、後日、対話の感想が届きましたが、複数の生徒から「利他の心が印象に残った」「自分も人の気持ちを考え、気遣いできる人になりたい」と感想を頂いております。

私達も市長の言葉を受け止めまして、業務を進める中で、まさに市民のための行動として利他を念頭に、努力をいたしております。

今年の3月に策定いたしました総合計画のまちづくりの考え方の中には「「ゆたかな社会」につながる「やさしさ」をまちの隅々まで届けるため、新たな5年間のまちづくりを進めていきます」と記載をしております。

この「やさしさ」つまり利他の心を持って、総合計画に掲げる施策を着実に進めていく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○仲小路委員

分かりました。丁寧な御答弁、大変にありがとうございました。

この利他ということによって、いろんな問題の解決に大きく前進することがあるのではないかと思いますので、また、お互いに相談し合いながら、これらについて、市民の皆様も含めまして、このことが皆さんに行き渡るような、そういうことができれば、非常に今後の市政についても、大きな前進があると思いますので、よろしく願います。

以上で終わります。

#### ○中本委員

1点ほどお尋ねをしたいと思います。

行財政改革の一端で、自主財源の確保ということで、ネーミングライツパートナーの名称を募集するという事になっております。

これは、新たな財源の確保あるいは施設の魅力ある向上によって、市民のサービスの向上というような趣旨であったというふうに思っております。

申込み募集の中で、今時点では、問合せなんかありましたらお知らせください。

#### ○岩崎行政経営室長

ネーミングライツの状況についてのお尋ねでございます。

ネーミングライツとは、委員仰せのとおり、公共施設に企業名や商品のブランド名などの愛称を付与する権利であり、その権利を売却することにより、権利を取得した企業と、これをネーミングライツパートナーと呼びますけれども、ネーミングライツパートナーからその対価を得ようとするものでございます。



本市では、ネーミングライツ導入施設として、冠山総合公園、光市総合体育館、大和総合運動公園の3施設を選定して、令和5年4月1日からの愛称使用を目指して、9月22日から11月4日にかけて、ネーミングライツパートナーの募集に取り組んだところでございます。

募集の結果でございますが、3施設とも募集期間に応募がなく、現在はネーミングライツ料や契約期間等の条件は変更せずに、随時募集に切り替えているところでございます。

以上でございます。

#### ○中本委員

現状では募集がないというような状況でありました。

ホームページを見ておられますと、広報の媒体の周知は、市広報あるいはホームページということになっておられますが、その他の周知としては、少しは何かいろんな努力をされましたでしょうか。

#### ○岩崎行政経営室長

ネーミングライツパートナーの募集に係る周知についての再度のお尋ねでございます。

周知方法をお答えいたしますと、まずは先ほど委員もおっしゃられたように、市ホームページ、そのほかでは市広報、記者発表で周知を行いました。

また、光商工会議所、大和商工会に御協力いただき、所報でありましたり、窓口へのチラシの設置、窓口での勧奨、部会での周知を行いました。

また、施設所管課においては、市内企業に電話・訪問等で直接、周知を行いました。

以上でございます。

#### ○中本委員

広報媒体を使われるのは当然でありますけれども、各いろいろな諸団体に、あるいは電話あるいは訪問しながら、そういう周知徹底のお願いをするということも1つの方法でありましょう。現状では、もうちょっと様子も見ないといけないかなというように思っております。

ただ、新たな財源の確保でありますので、もし、募集がということの心配をちょっとしておりますので。ある時期が来たらときに、この募集要項の中身については、精査する必要があるかも分かりませんので、そのことをお願いをして、終わります。

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

### 3 環境部関係分

#### (1) 付託事件審査

##### ①議案第69号 第3次光市環境基本計画の策定について

説 明：周田環境政策課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

##### ②議案第57号 令和4年度光市一般会計補正予算（第7号）〔所管分〕

説 明：周田環境政策課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

##### ③議案第62号 令和4年度光市下水道事業会計補正予算（第1号）

説 明：邊見下水道課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

#### (2) その他（所管事務調査）

質 疑

○西村委員

それでは、何点か質問をさせていただきます。

環境部の所管事務調査、初めてでございますので、議事録を一定数見せていただいたんですけども、その中で直近の9月にも質問がありましたが、光市省エネ生活普及促

進事業について、LED照明設備、複層ガラス及び二重サッシ、太陽熱利用システム、宅配ボックスの4種類に対して補助が出ているというふうに記録がありまして、議事録を確認しますと、執行額が約230万円で、予算額に対する執行の割合というものが38.3%と9月時点でなっておりました。

現在のそれぞれの利用件数と予算に対する執行額の割合というのは、その後どうなっているのか教えていただけますか。

○周田環境政策課長

それでは、光市省エネ生活普及促進事業についてお答えします。

まず、それぞれの利用件数でございますが、12月16日現在、LED照明設備が89件、複層ガラス及び二重サッシが18件、太陽熱利用システムが2件、宅配ボックスが6件となっております。

次に、予算に対する執行額の割合でございますが、同じく12月16日現在の執行額は、379万3,000円で、予算に対する割合は63.2%となっております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

利用に関しては着々と件数が増えているというところで、より一層使っていただけるように、引き続き周知のほどよろしく願いをいたします。

それから、別件で、先日、市内の事業所で発生した異臭事案がありましたが、市内ではそういった事象が発生した際には、環境部のほうではどういった対応をしているのか、そのあたりをお伺いいたします。

○周田環境政策課長

環境政策課では、そのような公害の発生につながりかねない事項の連絡を受けた場合については、速やかに職員が現地に向かい、現場確認や当該事業所等への聞き取りなど、状況把握に努め、環境への影響の有無について確認を行っております。

環境への影響があると確認された場合には、保健所と連携して、当該事業所等へ対応を要請しているところでございます。また、再発防止に努めるよう指導も行ってまいります。

以上です。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

先日の事案に対して、そういった調査というのは行ったのかどうか、そのあたりだけちょっとお願いいたします。

○周田環境政策課長

当日、環境政策課職員が連絡を受けて、すぐさま現地に到着をしております。

その際にも聞き取りを行い、環境への影響がない確認をしました。また、翌月曜日に、保健所とともに、再度当該事業所に立入調査をしております。午後には当該事業所が市役所を訪れ、改めて事故原因の説明をされ、事故から4日後には事故報告書の提出も受けております。

以上です。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

適切に対応されたというところで、理解をいたしました。

また、そのほかに、例えば市民が身近なところでそういった異臭であったり、そういったものを感じた場合は市に通報するのがよいのかどうか。そのあたりの判断基準というものに関して、市としての見解というものがあればお知らせをいただければと思います。

○周田環境政策課長

異臭の通報についての具体的な判断基準はございませんが、普段の臭いと違う臭いを感じた場合は、どのような臭いで、いつから臭うかなど、情報を市に御連絡いただければと思います。

以上です。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

こういう異臭に関しては、やっぱり風も吹くところではありますので、なかなか一概にどういうふうに判断したらいいのかというのが分からないところでもありますので、何かそういったものがあつた場合は、環境部のほうに通報をというところで理解をいたしました。

そういった実際に、仮に市に通報があつた場合、こちらについてはどういうふうに対応されているのか、そのあたりをお伺いいたします。

○周田環境政策課長

通報を受けましたら、速やかに異臭があつたとされる現場に職員が行き、臭いを確認しておりますが、なかなか臭いはそこにとどまらず、大気と一緒に動いたため、通報された現場で確認ができないことが多いのが実情でございます。

複数の人から異臭が同じ場所で度々発生するような通報が続く場合には、原因物質等について調査を進めることも考えられます。

以上です。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

いずれにしても、異臭、それぞれの人の感覚によっても違うところもあるかと思いますので、なかなか対応が難しい側面もあるかとは思いますが、そういった通報があった際には対応のほどよろしくお願いをいたします。

以上です。

○西崎委員

深山浄苑に関して質問をいたします。

深山浄苑は現在、災害のために搬入路の通行ができなくなって、三、四年たっておりますが、また周南流域下水の施設内に新たに浄苑を造る方向で事業が進んでおります。にもかかわらず、毎年、維持管理のため予算がついております。

例えば、令和4年度の場合、当初予算で164万1,000円。この予算の必要性と主な使徒について説明をしてください。

○小山環境事業課長

深山浄苑の維持管理に係る主なものといたしましては、自家用電気工作物の保安業務や夜間設備機械管理などの委託料のほかに、光熱水費として、電気、水道料金などがございます。また、この必要な理由についてでございますが、例えば電気の使用につきましては、機械警備あるいは消防設備などがあり、止めることができないためでございます。

今後も必要最低限の経費で維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○西崎委員

搬入ができていない状態でも、そういったものが必要であるということは理解しておりますが、将来的と言いますか、周南流域下水の敷地内に新たな浄苑が完成した暁には、この今の古い深山浄苑というのはもう完全に用途というか、使用はしなくなるんですか、どうなんでしょう。

○小山環境事業課長

深山浄苑につきましては、新しい施設が整備されましたら、深山浄苑についての方向性について、改めて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○西崎委員

その辺が市民目線で見ると、何年間も百数十万円のメンテナンス費用と申しますか、維持管理費用がいるのかという、非常に疑問もあるわけで、その辺もひとつ市民に分かりやすいような説明を、以後チャンスがあればしてもらいたいと思っております。

以上です。

○仲小路委員

先ほど、令和4年度の光市省エネ生活普及促進事業について、先行委員より質問がありましたけれども、ちょっと細かい内容の確認をしたいと思います。

総額の予算は600万円で、LED照明設備の予算は350万円ですが、これについて89件と言われましたが、金額は分かりますでしょうか。

○周田環境政策課長

LED照明設備の12月16日現在における補助金額でございますが、271万7,000円でございます。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。

それから、今年度から5万円に補助が達するまでは2回目の申請可能となりましたが、2回目の補助の申請の件数及び金額をお示してください。

○周田環境政策課長

先ほどお答えしましたLED照明の金額については、2回目の申請を含めたものになります。その上で2回目の申請についてですが、12月16日現在、補助件数は13件で、補助金額は20万7,000円でございます。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。

それからあと、複層ガラス、二重サッシあるいは太陽熱利用システム、宅配ボックスについて、18件、2件、6件とありましたが、それぞれの補助金額をお示してください。

○周田環境政策課長

12月16日現在のそれぞれの補助金額についてお答えします。

太陽熱利用システムは6万円、複層ガラス及び二重サッシは90万円、宅配ボックスは11万6,000円となっております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

まだかなり進んでいないので、まださらに広報等で今周知されておりますけれども、さらに申請があるように、また周知していただければと思います。よろしく申し上げます。

それから、マンホール蓋についてですけれども、2月の一般質問の際に、優先的に取り替える予定の218枚のうち32枚が取替え済みで、残り186枚というふうに答弁いただきましたけれども、その後の取替え状況等につきましてお示してください。

○山口下水道課下水道技術担当課長

マンホール蓋のその後の取替え状況でございますが、昨年度の2月時点では、委員御案内のとおり、32枚を取替えておりましたが、昨年度3月末時点では、それに1枚加えまして、最終的に33枚が取替え済みとなりました。

今年度におきましては、現在、マンホール蓋の取替工事を発注している状況でございますが、現時点におきまして42枚を取り替える予定となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。まだ長期的な計画になると思います。

それから、取替え前のマンホール蓋の破損などによる通行の支障などはなかったでしょうか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

取替え前のマンホール蓋の破損などによる通行の支障についてでございますが、これまでマンホール蓋自体が破損した事例は幸いにございませんで、これによる通行の支障は今までにはございません。

そのような事態になる前に、マンホール蓋の取替えを引き続き実施してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。そういうことが起こらないことを願っております。

それから次ですが、水質環境基準において、令和4年4月から、その項目の中の大腸菌群数が大腸菌数というふうに変更されました。この変更の理由あるいは内容をお示してください。

○周田環境政策課長

大腸菌群数とは、人や動物のふん便による水質汚染の指標として使われる調査項目でございますが、従来の大腸菌群数においては、その測定値にふん便汚染以外の水や土壌などの自然由来の要因を含んだ値が検出されると考えられ、実際に水環境中において大腸菌群が多く検出されていても、大腸菌が検出されない場合があります、大腸菌群数がふん便汚染を的確に捉えていない状況であることが以前から指摘をされておりました。

一方、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標として大腸菌数があり、昭和46年に環境基準が制定された当時の技術では、大腸菌のみを検出することはできません

でしたが、現在は大腸菌のみを検出する技術が確立されているところでございます。

こうしたことを踏まえ、国において、水質汚濁に係る環境基準を改正し、環境基準項目から大腸菌群数の削除と大腸菌数の追加が行われ、令和4年4月から施行されたものでございます。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

それで、今年度、令和4年度から新基準での水質基準というふうになるとは思いますけれども、現在、速報でも大腸菌数の検査結果等、もし可能ならお示してください。

○周田環境政策課長

大腸菌数の調査結果でございますが、大腸菌数は季節や測定日の気象条件などの要因により数値が変動する場合がありますので、年間通して複数回行う調査結果から環境省が示す方法で評価対象値を算出しているところでございます。

本年度においては調査が終わっておりませんので、現在のところ、結果としてお示しすることは困難でございます。

以上です。

○仲小路委員

状況は分かりました。来年度に発表される数値でのみ把握できるということで理解いたしました。ありがとうございました。

以上です。



#### 4 市民部関係分

##### (1) 付託事件審査

###### ①議案第57号 令和4年度光市一般会計補正予算（第7号）〔市民部所管分〕

説 明：中田市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

###### ②議案第58号 令和4年度光市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

説 明：中田市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

###### ③議案第60号 令和4年度光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

説 明：中田市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

##### (2) その他（所管事務調査）

質 疑

○西村委員

それでは、何点か確認をさせていただきます。

毎回確認をさせていただいておるんですけども、政策企画部のほうでもマイナポイントの助成に関するフォローというか、そういったところで利用の件数がすごい伸びて

いるというところで、付随してマイナンバーカードの普及というのも進んでいるものと推察するところであるんですけども、現在の普及率に関してお尋ねをいたします。

○中田市民課長

マイナンバーカードの普及状況につきまして、11月末時点の交付率で申し上げますと58.6%でございます。

9月の委員会におきまして、5月末時点から8月末時点の3か月間の交付率の伸び率を2.7ポイントとお答えさせていただいておりますが、8月末時点から11月末時点の3か月間の伸び率を申し上げますと7.2ポイントということで、約2.7倍という状況でございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。やはりもう少し、年明けの2月まではポイントの期間があるということで、年内の申請までが対象に、マイナンバーの申請が対象になっていたかと思っておりますので、これから年末にかけてもう少し駆け込み的に増えていくところと思っておりますので、対応の件数が多くなって大変かとは思いますが、引き続き御対応のほどよろしく願いいたします。

もう一点、別の質問でございまして、危険空き家除却促進事業補助金交付制度についてなんですけれども、6月より委員会の際に質問させていただいておりますけれども、前回9月時点では2件が補助対象というところで話が進んでいるという答弁があったと思っておりますけれども、その後の進捗状況について教えていただければと思います。

○山根生活安全課長

9月の委員会におきまして、事前調査申請が2件で、10月28日の申請期限までに交付申請書を提出していただく予定である旨をお伝えさせていただいております。

このうち1件が辞退され、残る1件については、交付申請書の提出を受け、内容審査の上、補助金交付決定通知書にて通知し、現在、除却の工事が進められている状況でございます。

今後、工事完了日から起算して30日以内または来年2月末日のいずれか早い日までに完了報告書を御提出いただき、補助金の請求に向けた手続を進めていただくこととなります。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。1件が辞退されたというところでございます。せっかく用意していただいている補助金の制度になりますので、より多くの方に利用していただけるようにというところで、市のほうからもアプローチしていただきたいなというふうに、前回お願いをしておったかと思うんですけども、そういったものも含めて、今後の取

組や周知についてというのほどのように考えておられますか、お伺いたします。

○山根生活安全課長

倒壊の危険性の高い家屋の所有者もしくは管理者に対しましては、訪問や文書送付等により継続的にこの補助金の利活用を働きかけてまいりました。

また、今年度につきましては募集を終了しておりますが、次年度以降に向け、年明けの1月28日の土曜日に、地域づくり支援センターにおきまして、県と共催で専門家による「空き家無料相談会」を開催する予定としており、該当される方にも御案内をさせていただいております。こちらは、司法書士、建築士、宅地建物取引士等が、相続・権利関係整理、解体、売却、維持管理、空き家バンクなど、空き家に関する幅広い御相談をお受けすることとしております。

現時点で市ホームページにて周知しておりますが、今月発行の市広報1月号でお知らせ記事を掲載するのに合わせまして、支所、出張所へのチラシの配置や報道機関への周知等も図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。引き続きそういった周知、あと内容の充実に努めていただければと思います。

以上です。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

5 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第63号 光市個人情報保護法施行条例

説 明：坪井総務課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

議案書の6ページですけれども、附則の第1条の中に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定とありますけれども、これどういう内容でしょうか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○坪井総務課長

申し訳ございません。ただいま資料を持ち合わせておりませんので、また確認の上、御回答させていただきます。

○委員長

それでは、後ほど答えていただくということで、仲小路委員、それでよろしいですか。

○仲小路委員

はい、分かりました。後で分かればよろしいです。

次の点ですけれども、同じところの8ページの5条ですけれども、8ページの5条の中の光市情報公開条例の一部を次のように改正するということで、下段のところの個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する生存するとありますけれども、これは生存するというのが、個人情報保護に関する法律の中に生存する個人についてのみやると、のみ保護するというふうな内容ですけれども、今まで光市の光市個人情報保護条例については、生存するということがうたっていなかったんですが、これは今回うたわれた内容でしょうか。

○坪井総務課長

このたびの法改正により、明確に生存する個人に関するものと規定はされたところですが、本市の現行条例におきましても、ただし、遺族等につきましては、その死者に関する情報というのが、同時に生存する遺族にとっての個人情報となるという場合があるために、その場合は生存する遺族の個人情報として保護するものとしておりますので、運用上については大きな取扱いの変更はございません。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。もともと生存するという意味をきっちりしたという、そういう内容で理解をいたしました。

それと、もう一点ですが、9ページの先に説明がありましたけども、背景及び目的のところの5行目ですか、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたというふうにあります。この一部が改正されたというのが、下のほうの今回各地方公共団体で条例をつくって、それに対応するようという内容でよろしいでしょうか。

○坪井総務課長

このたびの法改正によりまして、これまで各市町で個人情報保護条例を個別に持っていたものが、国の個人情報保護法の規定に統一をされたということになります。

その国の法の規定の範囲内で、法施行条例として、このたび別項を規定できるものについて、条例で規定しているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。先ほど説明ありました主な内容の(1)から(3)までの内容について、条例で決めるということがここで法改正されたということで理解してよろしいでしょうか。

○坪井総務課長

法の規定する範囲内で定めることができるものについて、条例で規定しているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○坪井総務課長

先ほどお尋ねがありましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定というのが、地方公共団体に係る個人情報保護法を定めるものございまして、それを政令に定める日から施行するとされております。こちらが令和5年4月1日からと別途政令で規定されております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。内容というよりも、施行日の規定ということでよろしいですね。理解

しました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第64号 光市個人情報保護審査会条例

説 明：坪井総務課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

それでは、1点だけ確認をしたいと思います。

この光市個人情報保護審査会条例の制定に伴って、後で制定されるものとして光市個人情報保護審査会規則というものがあるとされておりますけども、これは決まった後に制定がされるという予定をしておられるということによろしいでしょうか。

○坪井総務課長

そのとおりでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

それで、第1条のこの規則は、光市個人情報保護審査会条例（令和 年光市条例第 号）第5条の規定に基づくとありますけれども、これは今現在あります光個人情報保護審査会規則とほぼまったく同じ内容で、ここの最初の部分が、既定する条例の名前が今は光市個人情報保護条例第24号第7号というふうになっていると思いますけども、これによって規制されるものが別の条例によって規定されるというふうに変更がありまして、それ以外全く同じなんですけども、これについては条例の変更ではなく廃止、新たに新規というほうがいいという判断をされたということでしょうか。

○坪井総務課長

これまで光市個人情報保護条例の中に審査会の設置についての条例を定めておりましたが、このたび法施行条例と新たに審査会条例ということで2つに分けたものでございます。

○仲小路委員

ですから、別の条例ができるという、条例が変わりますので、この規則そのものも新たに作り直すという、そういう考えでよろしいですか。

○坪井総務課長

そのとおりでございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第65号 光市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

説 明：坪井総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第66号 光市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

説 明：坪井総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑤議案第67号 光市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

説 明：坪井総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑥議案第57号 令和4年度光市一般会計補正予算（第7号）〔総務部・消防担当部所管分〕

説 明：坪井総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

（2）その他（所管事務調査）

質 疑

○仲小路委員

それでは、質問していきます。

今、避難所において宿泊をする場合に、寝たり起き上がったたりすることが、ベッドがなければ困難な避難者がいらっしやると思いますが、段ボールベッドの用意というのはされていますでしょうか。

○小熊防災危機管理課長

段ボールベッドの備蓄についてのお尋ねかと思えますけれども、本市においては現在50セット備蓄しております。

高齢の方、それから妊婦さん、障害をお持ちの方などで、床にマットを敷いた形では寝起きが難しいといった方への提供を想定して備蓄をしているものでございますので、利用を希望される方につきましては、避難所の職員のほうに遠慮なくお申し出をいただければというふうに思います。

また、本市におきましては、避難が長期化するなど、段ボールベッドが多数必要となる場合に備え、平成30年2月に株式会社みうらとの間で段ボール製品の優先供給に関する災害時の支援協定、これを締結しておりまして、この協定によって3日間で1,000セットの段ボールベッドの供給が可能となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。非常にすばらしい対応で安心いたしました。

それと、もう一件ですが、これは消防団の件ですけれども、消防団の定数は今530ですが、現在は何人になっておりますでしょうか。



○中原消防担当課長

消防団の団員数について御質問いただきました。

令和4年12月1日現在で申し上げますと、定数530人に対して501人で、29人の定数割れとなっているものの、現時点では消防団の活動に影響はないものと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それと、またもう年度末が近づいていまして、今年度で退職予定の人数、また、来年度の募集の条件については、どのようになっていますでしょうか。

○中原消防担当課長

まず、今年度の退職予定の人数でございますが、当初は年度内に60歳を迎える方12人を見込んでおりましたが、年度途中で自己都合などにより12人が既に退職しておりますことから、年度末までに24人が退職する見込みとなっております。

次に、来年度の募集についてでございます。

定数を充足させるために、各地区の分団長が常に地域の人材に目を受け、若者を中心に勧誘しているところでございますが、近年、若者の意識が変化し、消防団活動への関心が薄くなっており、団員の確保は年々厳しくなっている状況でございます。

こうしたことから消防担当部といたしましては、消防団のホームページにより、消防団活動を広く周知するとともに、活動の重要性や魅力を多くの方に認識していただき、入団していただけるよう取り組んでいるところでございます。

今後も地域に密着した消防団が、災害時にその力を最大限に発揮できるように、引き続き消防団員の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。なかなか厳しいという状況は理解いたしました。また、運営に支障のないように、またやっていただけるようよろしく申し上げます。

以上です。

○早稲田委員

それでは、選挙のことについてお尋ねします。

選挙のお知らせはがき、投票所入場整理券に、選挙公報にアクセスできるQRコードの掲載をはいかがでしょうかという提案なんですけれども、いかがでしょうか。

○松村選挙管理委員会事務局長

ただいま御提案をいただきました選挙のお知らせはがきに選挙公報にアクセスできる

QRコードを掲載することにつきましては、選挙公報を有権者がより早く見ることができること、また、現在、選挙公報が自治会未加入の方など、一部の有権者に届かないといった状況から考えますと、選挙のお知らせはがきから選挙公報を誰でも簡単に確認できる手段としてメリットがあると考えられます。

しかしながら、選挙公報は、市の選挙では告示日の17時以降にデータの作成及び印刷に着手し、約2日後に仕上がります。一方、選挙のお知らせはがきは、告示日の約1か月前には原稿を決定する必要があり、QRコードを掲載するためには、その時点でURLを決定しQRコードを作成する必要があること、また、告示日には選挙のお知らせはがきが各選挙人に届くようにしておりますが、選挙公報のデータができるまでの数日間は、QRコードからアクセスできない状況が生じることなどの課題が考えられます。

こうしたことから、まずは他市の事例等について、調査研究を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○早稲田委員

課題について、今、お伺いしました。今、期日前投票の方も増加しておりまして、選挙公報が手元に届いて見る前には、もうちょっと選挙に行っている方も増えているようですので、こういったこともちょっと考えていただいて、課題はあろうかと思えますけれども、検討していただいて、皆さんにその情報が早く、選挙に行く前に見れるようになればいいなと思ひまして、こちらのほうは提案と要望ということで、以上とします。よろしくお願ひいたします。

#### ○中本委員

それでは、1点ほどお伺いをいたします。

光市の機構図を見ますと、最近機構図に変更は、あるいは改革もありませんでしたが、ずっと見ておられますと、教育委員会の体育課という課があります。ずっと野球に係る会議がありながら、各市町に行くときに、体育課という課はもうほとんどなくなってしまって、13市の中でもう体育課は光市だけだというような状況でありました。

13市の中で、スポーツ推進課あるいは文化・スポーツ課、地域交流、文化・スポーツ、生涯学習・スポーツ推進課とか、全てスポーツという名称に変更しております。

部局は、萩市が教育委員会あるいは光市、長門、柳井、美祢が一応教育委員会のほうに部局を置いておりますが、他市は、観光・スポーツ文化部という部があり、大きい市はあります。山陽小野田は市民部に文化スポーツ推進課というふうになっておりますので、ちょっともう少し早く光市もそういうスポーツに対する幅が広く、体育は教育の一環として今までやってきて、もちろん座学を含めて勉強したし、一つの教材として体育という名詞を使ってありますが、現状は平成27年度に文科省から離れてスポーツ庁もできておりますので、やっぱり時代に即応した所管替えを必要だというふうに私は思っておりますので、そのあたりが、お考えがあればお聞きしたいと思ひます。

○坪井総務課長

部・課等の名称につきましては、国・県などの動向を踏まえた時代に即した名称とする必要があるものと考えております。

ただいま委員からも他市の状況も踏まえたお話がありましたことから、今後、庁内において検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○山岡総務部長

それでは、中本委員の御質問に対しまして、課長の説明を補足いたします。

市では、これまでも情報推進課から情報・DX推進課など、課の名称等を改める必要がある場合には、速やかに対応してまいりました。

委員からの御指摘に関しましては、真摯に受け止め、次年度へ向けて、まずは議論の場へとしっかりと上げてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中本委員

よろしく願いをいたします。スポーツの考え方、私たちの時代は、体育も本当の体育で遊びをしておりましたが、現状はスポーツということで、全ての今までの体育が、陸上競技、野球あるいは水泳、ボートレースを含めて、あるいは一つは登山とか釣り、ゴルフ、アスレチック、エアロビクスもスポーツの中に入っておりますので、要は勝敗を競ったりするのも一つですが、まず楽しみにスポーツしようというような状況に今なっておりますので、レクリエーションという一つの楽しみをするスポーツでありますので、自主的にするのがスポーツであって、教育の体育は、教育として施されるような名称というようなことでもありますので、ぜひ前向きに検討をお願いをしたいというふうに思います。

以上です。よろしく願いいたします。